

新潟市南区ゆかりの偉人マンガ製作業務委託業者選定プロポーザル実施要領

1. 本書の目的

本書は、新潟市が実施する「新潟市南区ゆかりの偉人マンガ製作業務」の受託者を選定するための公募型プロポーザルに関して、必要な事項を定めることを目的とする。

2. 委託業務の概要

(1) 業務名称

新潟市南区ゆかりの偉人マンガ製作業務

(2) 業務内容

新潟市南区ゆかりの偉人マンガ製作業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 契約期間

契約締結日から令和 5 年 3 月 31 日（金）まで

(4) 委託費用

上限額 3,000,000 円（消費税及び地方消費税を含む）

3. 業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、提案内容及び見積金額による総合評価とする。

4. 参加資格

次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 新潟市内に本社または営業所が所在する企業・団体等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
- (3) 本業務の受注能力を有するものであること。
- (4) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。）が経営、運営に関与している法人でないこと及び暴力団または暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有するものでないこと。
- (5) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、又は以下の要件を満たす者であること。
 - ① 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者。
 - ② 参加申請を行う日において、引き続き 1 年以上の事業を営んでいる者。ただし、事業の承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。
- (6) 本プロポーザルによる手続開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあつては、手続き開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。
- (7) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (8) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。

ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。

(9) 共同企業体で参加する場合は、次の要件を満たしていること。なお、共同企業体の構成団体は単独又は他の共同企業体の構成団体として、本公募に参加することができないものとする。

- ① 構成団体は前記すべての要件を満たしていること。
- ② 共同企業体は自主結成とし、構成団体間で協定を締結していること。
- ③ 共同企業体は、代表構成団体を選定し、当該代表構成団体を共同企業体の代表者として委託者と契約締結が行えること。この場合、代表構成団体は委託者に対してすべての責任を負うものとする。

5. スケジュール

実施日	内容
4月1日(金)	公募開始(市ホームページに掲載)
4月15日(金)午後5時	質問書・参加表明書締切
4月22日(金)	質問に対する回答(市ホームページに掲載)
5月20日(金)午後5時	企画提案書締切
5月23日(月)～5月31日(火)	選定委員会
5月31日(火)	選定結果通知・委託候補者決定

6. 公募開始から企画提案書提出まで

(1) 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、次のとおり参加表明書を提出すること。

【提出書類】

<単独企業の場合>

- ・様式 1-1「参加表明書(単独応募用)」

<共同企業体の場合>

- ・様式 1-2「参加表明書(共同企業体用)」
- ・様式 2「共同企業体協定書兼委任状」

<共通>

- ・様式 3「暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書」
- ・新潟市の入札参加資格者名簿に登載されていない者は、以下の書類も提出すること。

(参加申込日の1か月以内の証明されたもの。写しの提出可)

- ① 登記事項証明書
- ② 直近の決算報告書
- ③ 新潟市税の納税証明書(新潟市入札用)

【提出部数】各1部

【提出期限】令和4年4月15日(金)午後5時必着

【提出方法】持参又は郵送(郵送の場合は、提出期限までの必着とする)

(2) 質問書の提出及び回答

本業務及び本要領について、質問書を提出することにより質問できる。

【提出書類】質問書（様式自由、質問者の社名・担当者名・連絡先を明記）

【提出部数】1部

【提出期限】令和4年4月15日（金）午後5時必着

【提出方法】持参、郵送、電子メールのいずれか（郵送の場合は、提出期限までの必着とする）

【回答方法】令和4年4月22日（金）までに参加を表明した者全員に回答を電子メールで送信するとともに、新潟市ホームページに掲載する。

※質問に対する回答は本要領及び仕様書の追加又は修正とみなす。

（3）提案書の提出

【提出書類】①企画提案書 8部（正本1部、副本7部）

仕様書を踏まえ、以下の項目について記載すること（様式・枚数任意）。

- ・企画コンセプト及びマンガのストーリー概要
- ・製作マンガの効果的な活用方法
- ・業務計画（スケジュール）
- ・業務遂行人員体制（責任者、担当部署を記載。なお、業務の一部を外部の別会社に委託する場合は、その会社名、責任者名を記載すること。）
- ・経費見積書（委託費用の上限額の範囲内で、全ての経費をできるだけ詳細に、経費区分が分かるように具体的に積算すること。）

※企画提案書とプレゼンテーション審査時における資料が異なる場合は、プレゼンテーション審査時における資料も併せて提出すること。

②様式4「組織の概要及び業務実績」

【留意事項】・企画提案書の用紙は、A4判とすること。

- ・社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。
- ・企画提案書はホチキス留めや製本はせず、クリップ留めで提出すること。
- ・企画提案書の提出後の追加や修正は認めず、提出資料は一切返還しない。
- ・必要に応じて補足資料を求める場合がある。

【提出期限】令和4年5月20日（金）午後5時必着

【提出方法】持参又は郵送（郵送の場合は、提出期限までの必着とする）

（4） 辞退

参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、様式5「辞退届」を提出すること。提出期限は、令和4年5月20日（金）午後5時必着とする。提出方法及び提出先は前記（1）と同様とする。

7. 委託候補者の選定

（1） 選定委員会

委託候補者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき、選定委員会が行う。選定委員会の委員構成は審査終了まで非公開とする。

（2） 審査方法

- ① 選定委員会は、各提案者提出の提案書に基づく書類審査及びプレゼンテーション審査に

より最優秀提案者を選定する。

- ② 選定委員会は非公開とし、開催日時等の詳細は別途通知する。
- ③ プレゼンテーション審査の出席者は総括責任者を含め最大3名までとする。
- ④ プレゼンテーション審査の時間は、一社あたり25分（説明15分、質疑10分）を予定している。
- ⑤ 次の審査基準に基づき採点し、各委員の採点の合計点が各提案者に付与される得点となる。その結果、得点が最も高いものを最優秀提案者、次に高い者を次点者に選定する。また、得点が高点となった場合、各委員による多数決により決定することとする。
- ⑥ 提案者が1者のみであった場合、審査の結果、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合には、その者を委託候補者とする。

(3) 審査項目と評価基準

審査項目	評価基準	配点
提案内容の独創性	仕様書に定める以外に、独自の発想や工夫に基づく成案がなされているか	40
提案内容の実現性	仕様書に合った提案内容であり、具体性・妥協性のある実現可能な内容となっているか	25
業務の実施体制	業務を安定的に遂行できる実施体制となっているか	10
専門的知識	業務を遂行するために必要な専門的知識を有しているか	10
業務内容の理解度	業務の目的や内容、ターゲット層について十分に理解した上で提案内容になっているか	5
業務の実施スケジュール	業務実施のために、適切なスケジュールとなっているか	5
必要経費	業務内容に見合った適切な経費であるか	5
合計		100

(4) 審査結果の通知

結果については、すべての提案者に電子メールにより通知するほか、新潟市ホームページに掲載する。なお、最優秀提案者を除く各提案者の情報（社名、提案内容等）、得点、順位等は非公開とし、審査内容及び順位等の問い合わせについては、一切受け付けないものとする。

8. 契約に関する基本事項

(1) 受託者の決定

- ① 審査により決定した最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行い、合意した場合は契約を締結する。
- ② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約内容

契約内容は、仕様書及び企画提案書に基づき、審査結果を考慮の上詳細を協議して決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 契約書

新潟市契約規則（昭和 59 年新潟市規則第 24 号）第 31 条の定めるところにより作成する。

(4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。この場合において、契約の解除により損害を受けたときは、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5) 一括再委託の禁止

受託者は、受託者が行う業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできない。ただし、業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、市と協議の上、予め書面による承諾を得た場合は当該業務の一部を委託することを可とする。

9. 特記事項

(1) 提案者の失格

次のいずれかに該当した者は失格とする。

- ・本公募の開始以降、審査員による審査が終了するまでの間に、審査員に不当な接触を行った者
- ・この要領に定められた期限を過ぎて各書類を提出した者
- ・委託費用の上限額を超える見積金額を提案した者
- ・提出書類に虚偽の記載をした者又はこの要領に定められた事項に違反した者

(2) その他

- ・本プロポーザルは、新潟市議会における令和 4 年 5 月補正予算の議決前の準備行為として実施するものであり、議会において補正予算の否決または本プロポーザルに係る予算の減額があったときは、本プロポーザルについての実施の効力を失う場合がある。この場合、応募等に要した費用を市に請求することはできず、応募者の負担とする。
- ・企画提案書等の作成及び提出に要する一切の費用（旅費及び通信費を含む）は、提案者の負担とする。
- ・選定結果についての異議申立ては認めない。
- ・受託者の名称は公表できるものとする。
- ・提出された企画提案書等は、提出者に無断で選定目的以外に使用しない。
- ・提出された全ての企画提案書は返却しない。
- ・提出された企画提案書は、複製する場合がある。
- ・本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によるものとする。

10. 問合せ及び書類提出先

新潟市南区役所地域総務課

〒950-1292 新潟市南区白根 1235 番地

TEL : 025-372-6605 FAX : 025-373-2385 E-mail : chiikisomu.s@city.niigata.lg.jp